



島根県報

平成17年 5月10日 (火)
第 1,673 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立島根女子短期大学学則の一部改正	(総 務 課)	1
児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票の一部改正	(青少年家庭課)	4
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	4
県営土地改良事業計画の決定(4件)	(農村整備課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の位置の指定	(建築住宅課)	7

公 告

応急入院指定病院の指定	(障害者福祉課)	7
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(森林整備課)	7

特定調達公告

島根県中型水産練習船建造に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	9
--------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第587号

島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)第15条第1項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「7月11日から8月31日まで」を「8月10日から9月30日まで」に改める。

第30条第2項の表家政科の項受験資格の種類欄中「インテリアプランナー」を「インテリアプランナー 商業施設士」に改める。

第31条の表中 「

家政科	生活科学専攻	10以上	2以上	27	17以上	62以上
-----	--------	------	-----	----	------	------

」を

「

家政科	生活科学専攻	10以上	2以上	25	19以上	62以上
-----	--------	------	-----	----	------	------

」に、

「

保 育 科	6以上	2以上	2以上	58		68以上
-------	-----	-----	-----	----	--	------

」を

「

保 育 科	6以上	2以上	2以上	60		70以上
-------	-----	-----	-----	----	--	------

」に、

「

文学科	国 文 専 攻	10以上	2以上	28	18以上	64以上
-----	---------	------	-----	----	------	------

」を

文学科	国文専攻	10以上	2以上	26	18以上	64以上
-----	------	------	-----	----	------	------

に、別表1の(1)の表中

海外語学研修B		2	
---------	--	---	--

を

海外語学研修B		2	
キャリア・プランニング		1	

に改め、同表1の(2)の(イ)の表中

英語B		1	
-----	--	---	--

を

英語B		1	
英語C		1	
英語C		1	

に改め、同表2の(1)の(ロ)の表中

消費生活論		2	
人間と環境	2		環境工学を含む
生活文化論		2	住居史を含む

を

消費生活論		2	
生活文化論		2	住居史を含む

に、

快適性環境論	2		住環境設備を含む
--------	---	--	----------

を

快適性環境論	2		住環境設備・環境工学を含む
--------	---	--	---------------

に、

服飾造形実習		1	
服飾造形実習		1	
服飾人間環境学		2	

を

服飾造形実習		1	
服飾人間環境学		2	

に改め、同表2の(2)の表中

児童文化	2		演習
------	---	--	----

を

児童文化	4		演習
------	---	--	----

に改め、同表2の(3)の(イ)の表中

日本語学演習		2	
--------	--	---	--

を

日本語演習		2	
-------	--	---	--

に、

日本語学概説		2	
--------	--	---	--

を

日本語概説		2	
-------	--	---	--

に、

現代語表現	2	
現代語表現		2

を

言語学		2
現代語表現		2

に、

児童文学		2
古文書解読法		2
書道		1

を

児童文学		2
古代文化史		2
古文書解読法		2
出雲古代史		2
書道		1

に、

中国文学研究		2
出雲古代史		2
比較文化論		2

を

中国文学研究		2
比較文化論		2

に改め、同表 2 の(3)の(ロ)の表中

日本語学演習		2
--------	--	---

を

日本語演習		2
-------	--	---

に、

日本語学概説		2
--------	--	---

を

日本語概説		2
-------	--	---

に、

現代語表現		2
現代語表現		2

を

言語学		2
現代語表現		2

に、

児童文学		2
古文書解読法		2
書道		1

を

児童文学		2	
古代文化史		2	
古文書解読法		2	
出雲古代史		2	
書道		1	

に、

中国文学研究		2	
出雲古代史		2	
国文郷土文学演習		1	

を

中国文学研究		2	
国文郷土文学演習		1	

に改める。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- この学則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この学則の改正後の島根県立島根女子短期大学学則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

島根県告示第588号

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票（平成13年島根県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成17年5月10日から施行する。

平成17年5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

様式の裏面中「 略」を「 - 略」に、「20万円」を「30万円」に、

「(1) 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

(2)・(3) 略

を

「(1) - (3) 略

(4) 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

(5)・(6) 略

に改める。

島根県告示第589号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成17年5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
河崎 雄司	呼吸器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成17年 3月31日

島根県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
岡本地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
蟹穴地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
岩汐地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

野間地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第594号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	浜田美都線	那賀郡弥栄村大字田野原336番2地先から同大字830番9地先まで	前	メートル 5.60～ 41.00	メートル 304.00		道路改良工事 拡幅
			後	12.00～ 45.00	304.00		
"	"	那賀郡弥栄村大字田野原312番1地先から同大字284番1地先まで	前	3.50～ 20.00	623.00		道路改良工事 拡幅
			後	8.00～ 61.00	623.00		
"	"	那賀郡弥栄村大字田野原568番9地先から同大字773番5地先まで	前 A	4.00～ 11.60	170.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			A	4.00～ 11.60	170.00		
			後 B	11.60～ 56.00	104.00		

"	"	那賀郡弥栄村大字田野原773番5地先から同大字773番6地先まで	前	4.00~ 5.00	99.00	道路改良工事 拡幅
			後	4.00~ 63.00	99.00	

島根県告示第595号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の位置
簸川郡斐川町大字上直江229番6
- 2 道路の幅員
6.00メートル
- 3 道路の延長
29.00メートル
- 4 位置標示方法
別紙図面図示位置に、道路可変側溝及び金属標を設置して標示する。
- 5 指定の年月日及び番号
平成17年 4月25日 第1号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神病院を次のように指定したので、公告する。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	指 定 期 間
島根県立湖陵病院	出雲市湖陵町大池240番地	平成17年 4月1日から同20年 3月31日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定に基づき公告する。

平成17年 5月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許を更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
6月8日(水)	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
6月15日(水)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 木次合同庁舎	雲南市(大東町)、奥出雲町
6月16日(木)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 木次合同庁舎	雲南市(加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町)、飯南町
6月23日(木)	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、鹿足郡
6月29日(水)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市、江津市
6月30日(木)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	那賀郡
7月6日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市、東出雲町
7月20日(水)	午前9時	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡
7月27日(水)	午前9時	大田市長久町長久87-1 大田集合庁舎	大田市、邇摩郡
7月28日(木)	午前9時	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	邑智郡
9月8日(木)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続き

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)一枚を添えて申請すること。

また、施行規則第48条第2項第1号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けていない者）にあつては、医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興グループ及び各農林振興センター林業振興・森林保全グループに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁農林局林業振興グループ及び各農林振興センター林業振興・森林保全グループに申請すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年 5月10日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 調達案件名及び数量

島根県中型水産練習船 1隻

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年 3月27日（月）

(4) 納入場所

島根県松江市鹿島町 恵曇漁港

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負、売買に係る入札参加資格者名簿大分類「5車両船舶類」中分類「(2)船舶」に格付Aで登載された者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 国又は地方公共団体の船舶で、鋼製で総トン数185トン以上の漁業実習を目的とした船舶を建造した実績及び鋼製で漁業に関する試験、調査又は指導を目的とした船舶を建造した実績を有する者であること。

- (5) 当該工事を施工するために必要な船台を現に有している者であること。
- (6) 入札に係る工事により建造される船舶を納入期限までに確実に納入できる者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地
島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 6602）
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
平成17年5月10日から平成17年5月24日までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成17年5月18日（水）午後2時
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
- (4) 入札書の受領期限等
日時 平成17年6月20日（月）午後1時30分
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
（ただし、郵便による入札にあつては、正午必着）
- (5) 開札の日時及び場所
日時 平成17年6月20日（月）午後1時30分から
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札所に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を3の(1)の場所に平成17年5月25日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した調達内容を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Training Vessel 1set

(2) Desired Date of Delivery: March 24 2006

(3) Place of Delivery: Etomo Harbor

(4) Deadline for Tender: 1:30 p.m. 20 June, 2005

(Applications by mail must arrive at the office above by 12:00 a.m. 20 June, 2005)

(5) Please tender all information to:

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel : 0852-22-6602

